

ゆうちょ銀行の子会社保有について

一般社団法人 第二地方銀行協会

1. 郵政民営化について（総論）

当協会では、予てより、郵政民営化法の基本理念（「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するため、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、の5点が重要と主張してきました。

また、郵政民営化委員会が昨年7月に実施した「郵政民営化に関する意見募集」において、以下の意見を提出し、同年9月の当委員会において意見表明いたしました。

① 株式の売却について

日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の保有割合は約60%であり、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態が続いております。今後、全部処分に向けた道筋が具体的に示されることを期待いたします。

② 預入限度額について

2019年4月の預入限度額の引き上げは、政府による間接的な出資が残り、完全民営化に向けた道筋が示されない中で実施されました。今後、「預入限度額の見直し」ありきではなく、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかになっているか等を踏まえ慎重な検討を行うべきと考えます。

③ 新規業務について

政府の間接的な出資が残る間は、公平な競争条件は確保されない状態であり、新規業務は慎重に検討・判断すべきであります。まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であり、それなしに新規業務は認められるべきではないと考えます。

また、新規業務について届出制に移行した際も、郵政民営化法では「他の金融機関等との間の適正な競争関係」等への配慮が規定されており、十分に勘案すべきと考えます。

④連携・協調について

ゆうちょ銀行が、ATM提携、全銀システムを通じた相互入金、地域活性化ファンドへの共同出資などにより民間金融機関との連携・協調を進めてきたことは評価しております。

公平な競争条件の確保が大前提ではありますが、民間金融機関とゆうちょ銀行がそれぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取り組みが加速されることを期待いたします。

2. 子会社保有の認可申請について

上述のとおり、現時点においては、ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残り、公平な競争条件は確保されていない状態にあります。

こうした状況下における今般の子会社保有の認可申請は、民間金融機関との連携・協調関係や競争関係に影響を及ぼす懸念があり、郵政民営化委員会や関係当局においては、慎重な検討・判断をお願いしたいと考えます。

以下、本認可申請に関する私どもの意見を申し上げます。

(資本性資金を供給する子会社保有について)

足下では、地域経済の活性化に向け、ゆうちょ銀行と地域金融機関の連携・協調事例も増えつつあり、今回のゆうちょ銀行による資本性資金の供給も、地域産業の発展やベンチャー企業の育成等を支援するものと認識しております。

他方、資本性資金の供給は、地域金融機関においても、アフターコロナにおける取引先支援の一環として取組みを積極化している分野であり、公平な競争条件が確保されていない中で、巨大な資金を有するゆうちょ銀行による業務展開は、地域金融機関との連携・協調の阻害要因となる懸念があると考えております。

もとより、資本性資金の供給を含めた中小企業支援は、企業により添ったきめ細かな支援が必要であり、そのためには、財務面のみならず当該企業の事業や課題等を把握していることが重要です。この点、地域金融機関は、地元企業との日頃からの取引等を通じて、その企業の事業性等の把握に努めております。

したがって、ゆうちょ銀行が巨大な資金力のみをもって取り組むのではなく、地域の実情を把握している地域金融機関と連携・協調することが重要であり、仮に今回の認可申請が認められるのであれば、ゆうちょ銀行による地域の事業者への資本性資金の供給に際しては地域金融機関との連携・協調を条件とすることが必要と考えます。

以上